



経理の窓 11月号

平成25年11月1日号

いつまでも暑かった分、秋は短くて、富士山や北海道の山の初冠雪のたよりに冬の訪れは、もうじき。さわやかな秋晴れを満喫したいものです。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

平成25年分の年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。昨年と比べて変わった点についてまとめます。

■復興特別所得税対応

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納付期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

《年末調整》

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います。

復興特別所得税の額は、所得税の額の2.1%相当額とされています。

■給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

【給与所得控除額（給与等の収入額が1,000万円超の場合）】

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の収入金額×5% + 170万円
1,500万円超	245万円

■「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

平成25年分の年末調整では、「平成25年度年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用します。国税庁の「平成25年分年末調整のしおり」に掲載されています。国税庁のホームページからも入手することができます。

個人の生命保険金と税金について

生命保険金は、加入の仕方によって、かかる税金が変わります。

保険料負担者（契約者）・被保険者・保険金受取人のパターンに応じて、相続税・所得税・贈与税が課税されます。

■ 死亡保険金にかかる税金

①保険料負担者（契約者）＝ 被保険者 の場合は、相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合には、生命保険金の非課税規定が受けられます。

相続人以外の人および相続を放棄した人が受け取った場合には、非課税の規定は適用されません。

$$\text{死亡保険金} - (500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{相続税の課税財産}$$

②保険料負担者（契約者）＝ 受取人 の場合は、一時所得として所得税の対象となります。

$$(\text{死亡保険金} - \text{払込保険料} - \text{特別控除50万円限度}) = \text{一時所得} \times 1/2$$

③保険料負担者（契約者）・被保険者・受取人がすべて違う場合は、保険料負担者（契約者）から受取人に贈与があったとして、贈与税が課税されます。

$$\text{死亡保険金} - \text{基礎控除110万円} = \text{贈与税の課税価額}$$

■ 満期保険金にかかる税金

①保険料の負担者（契約者）と受取人が同一の場合は、所得税の対象となります。

（イ）一時所得となる場合

満期保険金を一時金で受け取る場合には、一時所得となります。

$$(\text{満期保険金} - \text{払込保険料} - \text{特別控除50万円限度}) = \text{一時所得} \times 1/2$$

（ロ）雑所得となる場合

保険金を年金で受け取る場合には、雑所得となります。

$$\text{受取年金} - \text{受取年金に対応する支払保険料} = \text{雑所得}$$

②保険料負担者（契約者）と受取人が違う場合には、保険料負担者（契約者）から受取人への贈与があったものとして、贈与税が課税されます。

$$\text{満期保険金} - \text{基礎控除110万円} = \text{贈与税の課税価額}$$

ホームページをリニューアルしました。今回は、社内制作しました。最新のホームページ作成ソフトは、ずいぶん使いやすくなって、マニュアルを見ながら、なんとか形には、なりました。以前のホームページは、<http://www.keirinomado.com>（経理の窓）に移動して残しました。経理の窓のバックナンバーは、平成18年4月号から最新号まで、掲載しています。経理や税務などで、お役に立てれば幸いです。